

政令番号79 2,6-キシレノール

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（令和3年度）

（E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。）

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気へ の排出	水域へ の排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道へ の移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県								
8	茨城県								
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県						5.4E+2	540.0	540.0
12	千葉県								
13	東京都								
14	神奈川県								
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県					1.2E+2	4.3E+4	43,120.0	43,120.0
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県						4.5E+1	44.9	44.9
23	愛知県						1.5E+3	1,500.0	1,500.0
24	三重県	7.9E+2	3.6E+2		1,150.0		1.5E+5	150,000.0	151,150.0
25	滋賀県								
26	京都府								
27	大阪府								
28	兵庫県								
29	奈良県								
30	和歌山県						2.6E+3	2,600.0	2,600.0
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県								
34	広島県								
35	山口県								
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県	1.0E-1			0.1		7.2E+3	7,200.0	7,200.1
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国		7.9E+2	3.6E+2		1,150.1	1.2E+2	2.0E+5	205,004.9	206,155.0

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。